

日 時	令和6年9月25日(水)午後2時～
場 所	四條畷市役所本館3階委員会室

(出席者) 小寺委員長・河原委員・内村委員・市林委員・高橋委員・森本委員・
三宅委員・小林由美子委員・福井委員・山田委員

(欠席者) 柏原副委員長・小林佑介委員

1. 開会

事務局: 定刻になりましたので、只今から「令和6年度第2回四條畷市子ども・子育て会議」を始めさせていただきます。皆様方には、お忙しいところ参加いただき、誠にありがとうございます。わたくし、本日司会を務めさせていただきますことも政策課の宮地でございます。

本日は、子ども・子育て会議委員12名中、出席委員は10人、過半数のご出席があります。なお、柏原副委員長と小林佑介委員がご都合により欠席されています。四條畷市子ども・子育て会議規則第3条第2項の規定のとおり、本会議の成立を報告いたします。

現時点では、傍聴者はなしです。本日の会議を公開してよろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、本日の会議は公開します。

(会議終了時点での傍聴人は1名)

〈資料確認〉

事務局: ご発言にあたっては、議事録作成のため、音声を拾いやすいよう、マイクを使用のうえ、お名前とともに、ご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は、規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となっておりますので、小寺委員長をお願いいたします。委員長よろしくをお願いいたします。

小寺委員長: 皆様、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事

小寺委員長: それでは次第に沿って議事を進めてまいります。

案件1「第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画(たたき台)等について」、事務局から説明をお願いします。

事務局: それでは、説明が長くなりますが、よろしくお願いいたします。

まず、資料1 第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画構成(案)をご覧ください。

基本的な構成は第2期計画を踏襲しており、第7章までの構成を予定しています。第3期計画で新たに追加した箇所については、下線を引いています。各章についてですが、

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画の策定方法

としており、第1章では計画策定の基本的な情報を示します。

第2章 四條畷市の子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 社会的な状況
- 2 ニーズ調査からみられる状況
- 3 子どもの生活に関する実態調査からみられる状況

としており、第2章は、人口などの社会的な状況やニーズ調査の結果、またこの度初めて実施した、子どもの生活に関する実態調査の結果等を示します。

第3章 第2期計画の取組み状況と課題

- 1 第2期計画の実績
- 2 第2期計画の主な取組み
- 3 課題のまとめ

としており、第3章は、第2期計画の実績などをまとめ、課題を示します。第2期計画の取組みを検証する一環として、第2期計画の主な取組みの事項を新設したことから、第2期計画の実績関係のボリュームが多くなったため、第3章として章立てしています。

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系

としており、第4章では計画の基本理念や目標等を示します。

第5章 施策の展開

- 1 親と子の育ちと学びを支援する環境整備
- 2 子どもの権利擁護推進
- 3 親子の健康確保と増進
- 4 家庭と仕事の両立支援
- 5 子どもが安心・安全に暮らせるまちづくり

としており、基本目標につなげる各施策について示します。

第6章 事業計画

- 1 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容
- 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容
- 3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと提供体制の確保内容
- 4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

としており、各事業の量の見込みと提供体制の確保内容について示します。第3期計画では、新たにこども誰でも通園制度についても示す方向です。

第7章 計画の推進体制

- 1 計画の推進
- 2 計画の進行管理

としており、計画の進行管理などについて示します。最後に、参考資料を掲載する予定です。

現時点での構成案であるため、今後文言等を変更する可能性はありますが、概ねお示している構成で作成を進めています。

次に、資料2 第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画（たたき台）をご覧ください。

まず、表紙・目次です。ページ番号は最終的に入れる予定です。

次に第1章をご覧ください。

- 1 計画策定の背景と趣旨においては、現在の状況やこども基本法の制定などについて盛り込んでいます。
- 2 計画の位置付けでは、本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画となっています。また、子どもの貧困対策推進計画、ひとり親家庭等自立促進計画として位置づけます。

次のページ、3 計画期間ですが、令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間となっています。

- 4 計画の策定方法では、ニーズ調査のほか、子どもの生活に関する実態調査、またひとり親家庭等のアンケート調査について記載をしております。

次のページ、本子ども・子育て会議での審議や、庁内関係課で構成する子ども・子育て実務者会議での検討について記載しています。

また、パブリックコメントの実施を 1 月に想定しています。

次に第 2 章をご覧ください。

- 1 社会的な状況では、主には前回計画から更新をしています。

①人口の推移では、本市の総人口はゆるやかに減少が続いており、年少人口では、平成 31 年度と令和 5 年度を比較すると、782 人減少しています。

②就学前児童数は、令和 2 年に一時的に増加したものの、年々減少傾向にあり、認可保育施設の在籍割合は増加傾向にあります。

③合計特殊出生率については新たに追加しており、多少の変動はあるものの、ゆるやかに減少しています。

次に、就業関係では、①本市における女性の労働力率は、30 歳代の出産・育児期に落ち込みますが、年々上昇しており、働く女性が増えていることが分かります。

②本市の共働き世帯について、共働き世帯数及び共働き世帯のうち子どもありの世帯数は増加しています。

次に、ひとり親家庭等の状況については、①年によって変動はあるものの、離婚件数及び離婚割合はゆるやかに減少傾向で推移しています。

②母子世帯、父子世帯数は減少しましたが、総世帯に占めるひとり親世帯の割合は、全国及び大阪府の割合より高い数値で推移しています。

③児童扶養手当の受給資格者数は、年々減少傾向にあります。

④ひとり親家庭医療費助成の受給者数は年々減少しているものの、助成件数及び助成額は増加傾向にあります。

⑤生活保護を受けている母子世帯数は、令和 3 年度に 1 8 世帯となりましたが、令和 4 年度以降増加傾向にあります。

⑥母子・父子自立相談員による相談受付状況は概ね増加傾向となっています。

⑦高等職業訓練促進給付金の支給状況は概ね減少傾向となっており、また、就労相談の件数も、無料職業紹介事業において減少傾向となっています。

⑧母子・父子自立相談員による養育費に関する相談件数は増加傾向となっています。

次に、子どもの貧困の状況では、①国の貧困率の状況は減少傾向にありますが、依然高い水準となっています。

②就学援助の認定率は、近年、緩やかな減少傾向にありますが、ほぼ横ばいの状況が続いています。

③生活保護率も、近年、緩やかな減少傾向にありますが、ほぼ横ばいの状況が続いています。

次に、満足度ですが、乳幼児健診時のアンケートによると、9 割以上の人がこの地域で今後も子育てをしていきたいと回答しています。

次に、2 ニーズ調査からみられる状況は、ニーズ調査結果をもとに主な状況を掲載しています。

①母親の就労状況では、就学前児童調査では、74.5%の家庭で母親が働いており、5 年前の調査時より 14.4 ポイント増加しており、就学児童調査では、79.3%の家庭で母親が働いており、5 年前の調査時より 4.3 ポイント増加しています。

②現在、働いていない母親の就労意向をみると、就学後は就労を希望する母親が多いことがわかります。

次に、仕事と子育ての両立についてですが、①希望する育児休業取得期間から、0歳児クラスで保育施設への入所を希望する人は減り、1歳児クラス以降に保育施設を希望する人が増えていることが推察されます。

②父親の育児休業取得割合が増加しており、5年前の調査時より12.7ポイント増加しました。

③仕事と育児を両立する上での課題と思うことからみえることとしては、労働環境の改善や子ども等が病気になったときの子育て支援の充実が必要な状況であると考えられます。

次に、子育てに対する意識については、①子育てに関する悩みで、就学前児童においては、子どもの健康面に関する悩みや気になることが多いことに対し、就学児童においては、子どもの人間関係に関する悩みや気になることが特徴となっています。

②就学前児童調査で、子育てをつらいと感じると答えた人では、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が19.0%と最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」が18.0%となっています。

就学児童調査では、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」の割合が23.8%、次いで「子どもの教育環境」が17.7%となっています。

次に、3 子どもの生活に関する実態調査からみられる状況については、第3期計画で初めての記載となります。

本調査は、大阪府と共同で実施しており、調査研究業務は公立大学法人大阪 大阪公立大学大学院に委託し、専門的な知見から調査分析を行っています。

(2) にあるとおり、多面的に貧困を測る指標として、「等価可処分所得」及びそれらを基に区分した「困窮度」を用いています。

困窮度の分類は、世帯収入額と世帯人数に基づく「等価可処分所得」の中央値以上と、それより低い場合で分け、特に、等価可処分所得の中央値の50%未満である、困窮度Ⅰの世帯の割合を「相対的貧困率」と呼びます。

本市の等価可処分所得の中央値は280万円で、相対的貧困率は、15.2%となっています。

大阪府内全自治体における相対的貧困率は15.9%で、本市の相対的貧困率は大阪府全体よりは低い結果となりました。次のページに図表を掲載しています。

(3) 以降は調査結果の概要を掲載しています。

①保護者の経済状況では、困窮度の高い世帯ほど、経済的な理由で「食費を切りつめた」、「新しい衣類・靴を買うのを控えた」等、日常生活に直結する、できなかったことの割合が増えています。

②保護者の経済的な理由による子どもの状況では、困窮度の高い世帯ほど、「お子さんを習い事に通わすことができなかった」、「家族旅行ができなかった」と回答した割合が高く、保護者の経済状況によって、学校外の子どもの体験に差が出ることがわかります。

③社会保障給付の受給状況では、困窮度の高い世帯ほど、就学援助等、公的な経済支援制度の受給状況は高くなっています。世帯構成等により制度上対象外になっていることも考えられますが、困窮度の高い世帯で「受けたことはない」という回答があり、支援が必要な状況にあるにも関わらず、手続きができていない人がいる可能性が読み取れます。

④子どもの朝食摂取頻度と自己効力感では、困窮度Ⅱ群では20.0%が「毎日またはほとんど毎日」朝食を摂っていないと回答しています。困窮度Ⅰ群においても12.5%が「毎日またはほとんど毎日」朝食をとっていないと回答しており、なかでも6.3%が「食べない」と回答しています。また、「毎日またはほとんど毎日」朝食をとっていると回答した人の方が自己効力感（セルフ・エフィカシー）が高い結果となっています。

⑤子どもの放課後の過ごし方では、困窮度別に子どもが放課後に過ごす場所をみると、中央値以上群は困窮度Ⅰ群に比べ、「習いごと」(35.5%対18.8%)、が約2倍、「塾」(23.7%対15.6%)が約8ポイント高くなっています。経済状況によって、子どもの教育的な活動のアクセスが制限されていることが推察されます。

⑥子ども自身が世話をしている人の有無と世話をしていることの影響では、子ども自身が「世話をしている人がある」と答えた割合は17.4%でした。また、世話をしていることの影響としては、「おうちの人と話したり遊んだりすることが増える」が42.9%で最も多く、次いで「家の中で気持ちよく過ごすことができる」(35.7%)、「お世話」にやりがいを感じる」(26.2%)、「いらいらしやすい」(19.0%)となっています。

⑦困ったときや悩みがあるときの相談先では、中央値以上群では、「配偶者・パートナーの親」30.9%（困窮度Ⅰ群に対して2.6倍）、「配偶者・パートナー」84.5%（同じく1.7倍）となっており、困窮度が高い世帯の相談相手・相談先が不足していることが推察されます。

次に、第3章をご覧ください。

1 第2期計画の実績です。

各年度の実績については、毎年子ども・子育て会議において確認していただいているところです。

まず、1号認定（教育認定、3～5歳）の受入れについては、令和2年度末に幼稚園が休園したことにより、認定こども園のみとなっています。他市保育施設に通う児童を含めても、量の見込みを下回る実績となりました。中間見直しにより、5年度以降の量の見込みは減少しましたが、在園児はさらに減少傾向となっています。

次に、2号認定（保育認定、3～5歳）の受入れについては、量の見込みを大きく上回る実績となりました。保育施設の弾力対応により、定員を上回る受入れを行ったため、受入れ人数は高い数値で推移しています。待機児童は発生していません。

次に、3号認定の1・2歳児の受入れについては、定員を上回る受入れを行い、増加傾向にあります。概ね量の見込みを下回る実績となりました。待機児童は、田原地域のつどいの広場を園内からグリーンホール田原内に移転させ、空いたスペースを活用して受入れを拡大したことにより、令和3年度に大きく減少しました。

次に、3号認定の0歳児の受入れについては、量の見込みと差が少なく、概ね110人台で推移しています。待機児童は0人または1人となっています。

次に、延長保育事業は、市内12か所にある全ての保育施設で実施しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少しました。その後は量の見込みを上回る実績となっていますが、コロナ禍前の利用数には戻らず、減少傾向にあります。

次に、一時預かり事業の幼稚園型は、令和2年度は市内9か所、3年度以降は市内8か所にある全ての認定こども園で実施しています。3年度は幼稚園の休園や新型コロナウイルス感染症の影響により、利用人数が減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

保育所等における一時預かりは、市内10か所の認可保育所及び認定こども園で実施しています。令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少していましたが、その後は増加傾向にあります。

病児保育は1か所、体調不良児保育は6か所で実施しています。令和4年度以降は量の見込みを上回る実績となっており、病児保育は年間延べ約400人の利用があります。

次に、ファミリー・サポート・センター事業は、令和2年度から4年度まで、量の見込みを上回る実績となっています。4年度には、アドバイザー2人が応急手当普及員講習を受講し、消防署職員の立会いのもと、子育て総合支援センター内で普通救命講習を実施するなど、援助会員の拡充に努めました。

次に、子育て短期支援事業は、量の見込みを下回っています。実施箇所数は増加しており、利用実績は

年度により増減がありますが、いずれもショートステイにおいて、育児疲れや保護者の入院などによる利用となっています。

地域子育て支援拠点事業は、公立で2か所、民間で2か所運営しています。令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しました。4年度以降は、量の見込みを下回っているものの、増加傾向にあります。

次に、なわてふれあい教室は、市内6か所の全ての小学校で実施しています。4年度以降は入所数が量の見込みを上回りました。年度や教室によって入所数に増減があるものの、全体的には増加傾向にあり、5年度には忍ヶ丘小学校の定員を増やしました。

放課後子ども教室は、市内6か所の全ての小学校で実施しています。新型コロナウイルス感染症が落ち着いた4年度以降は、まなび舎（旧 土曜日フォローアップ教室）と体験メニューを実施し、5年度以降は安全管理員（地域ボランティア）の登録者数も大幅に増えました。

次に、妊婦健康診査事業は、受診者の実人数においては量の見込みを上回っていますが、延べ人数では量の見込みを下回っています。妊娠届出数は減少傾向で推移しています。

こんにちは赤ちゃん事業は、量の見込みを下回っており、概ね減少傾向となっています。長期間にわたる里帰り家庭については、時期をずらして訪問を行いました。

次に、養育支援訪問事業は量の見込みを下回っていますが、実績値は増加傾向にあります。養育者の育児負担軽減や児童虐待未然防止を図るため、妊娠期を含む、子育てに不安や悩みのある家庭、適切な支援がないと虐待につながるおそれのある家庭に子育て支援員を派遣し、育児相談や支援を行いました。

利用者支援事業は保健センターと子育て総合支援センターの2か所で実施し、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行いました。

次に、実費徴収に係る補足給付を行う事業は、本計画で新たに記載しておりますが、減少傾向となっています。令和元年10月から始まった幼児教育・保育無償化制度により、新制度未移行幼稚園を利用する子どもの保護者へ、副食費に係る費用を補助限度額まで給付しました。

多様な集団活動事業の利用支援事業は、こちらも新たに記載しており、年度によっては1人の利用がありました。幼児教育・保育無償化の対象となっていない、いわゆる幼児教育類似施設を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、上限額まで利用料の一部を給付しました。

次に、要保護児童対策ネットワーク会議の状況を掲載しています。こちらも新たに本計画で掲載していますが、児童虐待相談受付件数は、増加傾向です。社会的な関心が高まる中、関係機関等による要通告事案の認知の増加が一因となっていると考えられます。令和5年度には、子育て総合支援センターと教育支援センターが連携して子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談支援体制のより一層の充実を図っています。

次に、2 第2期計画の主な取組みです。第2期計画において定めた基本理念や基本目標に基づき、計画期間である令和2年度から6年度の5年間で、さまざまな子ども・子育て支援の取組みを進めてきました。第2期計画期間中に取り組んだ主な新規・拡充事業をお示ししました。

基本目標1 親と子の育ちと学びを支援する環境整備においては、(1)すべての子育て家庭への支援では、産後ケア事業や出産・子育て応援給付金事業など、(2)就学前教育・保育の充実では、第2子以降保育料完全無償化や安全対策事業など、(3)子どもの生きる力を育成する教育環境の整備では、第2子以降学校給食費無償化やGTEC Core 実施など、(4)相談体制の充実では、子ども家庭総合支援拠点整備や伴走型相談支援事業の拡充などを実施しました。

基本目標2 子どもの権利擁護推進においては、(1)子どもへの権利侵害対策の充実では、スクールロイヤー事業や産婦健康診査など、(2)障がいのある子どもに対する施策の充実では、医療的ケア児等コーディネーター事業や医療的ケア児保育支援事業など、(3)ひとり親家庭等の自立支援では、養育費確保支援事業やひとり親家庭等同行支援員派遣事業など、(4)子どもの貧困対策の充実では、子ども医療費助成制度の拡充や子どもの生活に関する実態調査などを実施しました。

基本目標 3 親子の健康確保と増進においては、(1) 子どもや母親の健康確保では、妊婦健康診査補助金の増額や低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業などを実施しました。

基本目標 4 家庭と仕事の両立支援においては、(1) ワーク・ライフ・バランスの推進では、男女共同参画に関するアンケート調査などを実施しました。

基本目標 5 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくりにおいては、(1) 安心して外出できる環境の整備では、四條畷市バリアフリー基本構想の改訂、(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進では、性被害防止対策に係る設備等支援事業、(3) 子育て世帯が暮らしやすい環境の確保では、くすの木園跡地公園整備などを実施しました。

次に、3 課題のまとめとして、①保育ニーズの増加と子どもの生きる力の育成、②支援の必要な家庭への対応、③地域の子育て支援と切れ目のない支援、④仕事と家庭生活の両立、⑤安全・安心な子育て環境について挙げています。

次に、第 4 章 計画の基本的な考え方についてです。

1 基本理念では、子どもの幸せを第一義として子どもと子育て家庭を支援する環境づくりを充実していくため、引き続き、第 2 期計画の基本理念を継承し、「子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、可能性を育むまちづくり」とします。

2 基本目標では、基本理念の実現に向けて 5 つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図っています。

次に、3 施策の体系では、基本理念、基本目標、施策の方向を示しています。

次に、第 5 章 施策の展開では、各取組みを示す予定です。現在、各取組みを検討中です。

次に、第 6 章 事業計画では、各事業の量の見込みと提供体制の確保内容を示す予定です。こちらも、各事業について、現在検討しているところです。第 5 章や第 6 章の詳細については、次回の会議でご確認いただきたいと考えています。

次に、第 7 章 計画の推進体制です。

計画の推進にあたっては、本子ども・子育て会議での審議のほか、国、大阪府をはじめ、関係機関や関係部局等との連携を強化するとともに、市民や地域との連携のもと進めていきます。

また、計画の進行管理では、庁内関係課で組織する子ども・子育て実務者会議において具体的施策の進捗状況について把握、点検を行うとともに、四條畷市子ども・子育て会議において、施策の取組み状況について確認、評価を行い、年度ごとに事業の実施状況を公表するなど、計画的な進行管理と事業の改善を行っていきます。

長くなりましたが、説明は以上です。

小寺委員長：ありがとうございました。

ただいま、第 3 期子ども・子育て支援事業計画の構成とたたき台について詳細にご説明いただきましたが、委員の皆さま、何かご質問等ございませんでしょうか。

内村委員：第 3 章、P47 の養育支援訪問事業の真ん中の「妊娠期を含む、子育てに不安や悩みのある家庭、適切な支援がないと虐待につながるおそれのある家庭に子育て支援員を派遣し、育児相談や支援を行いました。」とありますが、これは妊婦の方やお父さん・お母さん自ら市に相談されるのか、市が関係機関から連絡をいただいて危ないなと思うところに行っただけなのか気になりました。

子育て総合支援センター：具体的にご利用いただいた 2 名の方がどっちだったかは手元に詳細な資料を持ち合わせていませんが、子育て総合支援センターは様々な相談を受けさせていただいているところなんですけれども、ご自分で悩みがあると連絡をくださる方もいれば、色々な機関

からご紹介いただいて来られる方もいれば、関係機関から心配なご家庭があると通告という形でご連絡をいただいたり、色々なパターンがあるなかで、ピンポイントで養育支援訪問事業を使わせてくださいという相談は基本的にほとんどないと思います。ご相談ルートは色々ありますが、市の方が関わらせていただくなかで、こういう支援が必要ではないかと考えたり、ご本人のお気持ちなどを伺って、関係機関とつながりながら養育支援訪問事業に限らず色々なサービスをご紹介してご利用いただくことが多いかなと思います。

小寺委員長：他に何かございませんか。

市林委員：P61の基本目標の「親と子の育ちと学びを支援する環境整備」について、親子としてやっていくために色々な育ちや学びを支援するのであって、親単体の育ちや学びでということではないのかなと思うのですが、親にどんな育ちや学びを与えてくれるのという風に捉えてしまえなくもないなと思うと文章が少しひっかかります。親子を支援していくということならわかるのですが、親に対して何か学びを与えていくということではないですね。

こども政策課：そうですね、ここの「育ちと学び」のところだけを見るとそのようにも見えるかもしれませんが、親に対する支援という意味で幅広い書き方をしています、親の学びというよりは親にも支援をしていくし、子どもが育っていくところも支援していくというイメージをしています、少しわかりにくかったですでしょうか。

市林委員：そうですね、基本目標3が「親子」なのに基本目標1が「親と子」に分かれているのがどうしてかなと思いました。あえて分けているのか何となくなのかどっちかなと重箱の隅のような話ですが思いました。

小寺委員長：回答は求めますか。

市林委員：いえ、そう思ったよということです。

小寺委員長：わかりました。よろしくお願いします。

他にはございませんでしょうか。

では、私の方から一点。P49の要保護児童対策ネットワーク会議について、下の方に「令和5年度には、子育て総合支援センターと教育支援センターが連携して子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談支援体制のより一層の充実を図っています。」ということですが、福祉と教育の連携ということになり重要な部分だと思えますが、今どういう形で進めようとされているのかお聞かせ願いたいです。

子育て総合支援センター：元々学校や教育委員会と連携をさせていただいていたのですが、子ども家庭総合支援拠点を設置したうえで、子育て総合支援センターの職員が市内の小中学校全てに定期的に訪問し、支援が必要なご家庭についての話し合いなどをさせていただいている状況です。それを通じてSOSのサインが出ている子をなるべく早くキャッチしようということと取組みをさせていただいております。これによって学校と児童福祉の連携が取りやすくなったと思っておりますので、今後も引き続き今の形を続けていけたらと考えています。

小寺委員長：ということは、福祉の方から教育の方に出掛けて行って、色々な相談を受けて、連携してやっていくというイメージでしょうか。

子育て総合支援センター：はい。大きくはおっしゃっていただいたイメージでございます。

小寺委員長：これは組織として教育委員会と福祉の連携ということで、何か組織立ったものはないんですか。

子育て総合支援センター：市の機構の中で子ども家庭総合支援拠点と明記されているものはないんですが、子育て総合支援センターと教育支援センターの2つで子ども家庭総合支援拠点としてリーフレットを作成したり、子育て総合支援センターと教育支援センターそれぞれが子ども家庭総合支援拠点だとわかるように看板の設置をしています。

小寺委員長：リーフレットを作って配布しているんですね。かなり大事な部分ですので、大事に育てていてもらいたいと思います。

他に何かありますでしょうか。

山田委員：P56の親子の健康確保と増進について、保健センターの3歳6か月児健診ですが、これが最終で小学校に入るまで健診がない状態ですよね。なぜかと申しますと、新聞に載っていたのですが他県の保健センターだと思うんですが、3歳6か月健診から就学前健康相談、小学校に入るまでの間の何年間で顕著にグレーの子が多いとなり、現状検査などをあまりしているところはないと思うんですが、そこでは間の期間の検査を始めています。親御さんに見てみたら、3歳6か月で見てもらって安心というのもあるんですけど、4歳・5歳・6歳の小学校に入るまでの間は成長過程でもあると思うんですけど、個人差が出てくる時期でもあると思います。四條畷市としてそういうお子さんの健診の捉え方、関わり方への思いに目を向けてもらえたらありがたいと思います。どれに当てはまるかわからないですが、ここに就学前健康相談も入ってるんですけど、3歳6か月健診ではとりあえず指摘がなくても小学校1年生になって多動で言うことを聞かないということがあるので、それまでの間に少しでも何か掴めたら親御さんも助かるし、周りの人もどういう方向性でこの子を伸ばしていったらいいかなという情報共有につながればいいのではと以前から思っていて、市として頑張っていただければありがたいと思います。他県でやっているところもあるのでよろしくをお願いします。

小寺委員長：それは激励の言葉ということでよろしいでしょうか。

山田委員：はい、そうです。

河原委員：P52の小学校水泳学習民間委託ですが、市内全小学校においてこれからも委託をしていくということでここに掲示されているのかなというのと、今まで学校でやっていた時は、夏になるとすごい回数入っていたのが4回になったということですが、中学校に入ったらまた20回以上入るというギャップというか、そういう流れというのはこのままでいいのかなというのをお聞きしたいと思います。

学校教育課：小学校の水泳学習の民間委託に関しましては、お示しのとおり今年度は小学校6校全てで民間委託をしている状況でして、入水の回数としては4回です。過去学校で実施していた時は概ね7回ぐらいを計画して、そのうち雨で入れなかったり、水温が低くて入れなかったりすることがあるので予備日

を含めた7回でした。実質入れるのは5~6回ぐらいのプールの授業の回数であったかなと思います。民間委託して学校で実施していた頃の回数と比べると減ってはいますが、インストラクターの指導方法やプール施設に用意されている用具が充実していることで、子ども達の水泳力を担保することになっているのをごちからの方では理解しています。現時点では小学校についてはこのまま民間委託を続けていくことを想定しています。中学校のプールの事業に向けては、なるべく同じ小学校で同じようなプール指導を受けた子ども達が中学校に進学できるような形をとれたらなということで、現状としては東部地区の田原小学校については別の民間プールの事業者でプール指導を受けておりました、西部地区の5校については同じ事業者でプールの指導を受けているという状況でございます。

河原委員：ありがとうございます。

市林委員：P58の課題のまとめのなかで保育士さんの人材不足ということが書かれているんですけども、この間この会議に参加した時に高橋さんから四條畷市だけが暴風警報でしか休みにならなくて、他市は大雨警報でお休みになるから、他市に住んでいる保育士さんが出勤するのが難しくなるというお話を聞いて、何となく意識していたらやはりこの前の台風の時にもノロノロしていてあちこちに行って大変でしたけど、実際に子どもがいたら悩んだらうなということがありまして、あんなに大雨が降っていても休みにならないから先生たちは来ないといけない、でも他市に住んでいたら自分の子ども達はお休みになっているということで、どうして四條畷だけがそこに合わせられない、今の流れに合わせられないのかなと思いましたし、とんでもない大雨が降っているなか、学校に行くというのが果たして安全なのかなというのが不安に思ったので、合わせるというのはこの先もないのでしょうか。

こども政策課：大雨警報ですけども、北河内ではおそらく大雨警報ではお休みにならないと思います。おそらく他県の事例かなと思いますが、保育施設だけお休みにさせるのか、学校の登校のこともありますので、北河内の状況や教育委員会も含めて、全庁的に災害対策についてどう考えていくのかにも関わってきますので、他市の状況も含めて検討したいという状況です。ですので、四條畷市だけが大雨警報でお休みにならないのではないかと認識しております。

三宅委員：市林さんがおっしゃられたとおり、四條畷市は山が近くて土砂災害区域もたくさんありますので、是非ともまたご検討いただけたらなと後押しのコメントです。

市林委員：今ここで確認したら京都府の木津川市と生駒市だったのですが、隣接しているので住んでいる先生方も多いと思いますし、雨が降ってハザードマップを確認すると決して安全なところばかりではないと思いますので、一度ご検討いただければと思います。

内村委員：P18の満足度ですが、子育て世帯のお母さんに乳幼児健診時のアンケートによると、9割以上の人がこの地域で今後も子育てをしていきたいと回答したと書かれていますが、乳幼児健診時にしかアンケートは取らないんですか。保育園・幼稚園に行きだした時のお子さんの様子、小学校のお子さん、世代によってここで子育てしたいと思うか思わないかは全然変わってくると思います。赤ちゃんの時には9割のお母さんが満足とおっしゃったかもしれないですけども、これが保育園・幼稚園、小学校、中学校になっていくとどんどん変わってくると思うんですが、保健センターではアンケートは取られないのでしょうか。

こども政策課：最初に保健センターがアンケートを取った経過はよく存じ上げないんですけども、市全体で

行っているような調査体もありますので、そのようななかで幅広く、その時だけではなく、子育てを段々重ねていってもここで子育てを続けていきたいと思うかの質問を入れることについての検討を担当の方に伝えていくことはできるかなと思いますので、ご意見として頂戴させていただきます。

高橋委員：P28の子どもの生活に関する実態調査をされていると思うのですが、対象の保護者が小学5年生と中学2年生の保護者を対象にする理由は何かあるのでしょうか。

こども政策課：対象は大阪府の方で小学5年生と中学2年生と決められたのを基にしています。中学校・高校入試などの忙しさといいますか、そういったところも鑑みているというお話を聞いたことはあるのですが、それ以外の理由ではなぜ小学5年生と中学2年生を対象にしたのかは把握できておりません。

小寺委員長：他にございませんか。無いようですので、続きまして、案件2「その他」について、事務局からお願いします。

事務局：今後のスケジュールについてご報告いたします。

次回、第3回会議につきましては、12月18日（水）午後2時から本館3階委員会室での開催を予定していますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

小寺委員長：ただいま今後のスケジュールについて説明をいただきましたが、委員の皆さま、何かありますでしょうか。この頃には寒くなっているでしょうね。それでは、これをもちまして、令和6年度第2回子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございました。

<閉会>